

Ⅲ 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応

1 基本的な対応方針

(1) 基本的な考え方

後発地震は、紀伊半島の東側又は西側の全領域が破壊される場合、震源域付近の震度はL2クラスと同程度となり、津波高はL2クラスより小さくなるものの、L1クラスよりはるかに高いとされる。

このため、後発地震は、L2クラスの地震を想定して備えるものとする。

(2) 南海トラフ地震臨時情報に応じた体制の確立

他圏域での先発地震の発生により関西圏域でも相当の被害が生じた場合（パターン③）は、地震発生に伴い設置される災害対策本部において後発地震への備えを併せて実施する。

なお、関西圏域の被害が小さく災害対策本部が設置されない場合（パターン④）は、後発地震へ備える体制として対策準備室を設置する。災害対策本部が解散された場合は、必要に応じて対策準備室に移行する。

＜対策準備室の設置＞

- ・ 広域防災局長は、広域連合広域防災局内に対策準備室を設置する。
- ・ 広域防災局長に連絡が付かない場合は、広域防災局次長が代決する。
- ・ 設置場所は、兵庫県災害対策センター内とする。
- ・ 対策準備室の設置と同時に、広域連合広域防災局内に情報収集員を配置する。

○ 国の初動対応

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、国の緊急災害対策本部長から南海トラフ地震防災対策推進地域（関西圏域では、福井県と鳥取県を除く8府県）を管轄する知事及び同地域に指定された市町村長に対して、後発地震に警戒する措置をとるべき旨の指示が行われる。

2 基本的な対応の流れ

(1) 情報共有

テレビ会議等を活用し、後発地震への備えについて構成団体・連携県間で情報共有を行う。

(2) 後発地震に備えた応援・受援体制の検討

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、関西圏域での後発地震の発生を想定し、関西圏域内でのカウンターパート方式による具体的な応援先等を検討するほか、広域的な受援に向けて総務省、全国知事会等との連携を強化する。

(3) 住民の事前避難への対応

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、後発地震が発生して

からの避難では津波の到達までに避難が間に合わないおそれのある地域において、地域住民の事前避難の措置を講じる。

① 事前避難対象地域

住民の事前避難の必要がある事前避難対象地域は、津波等により 30cm 以上の浸水が地震発生から 30 分以内に生じる地域を基本として、南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域として指定されている市町村により設定される。

関西圏域では、この事前避難対象地域があるのは、特別強化地域が指定されている和歌山県、徳島県、三重県の 3 県である。

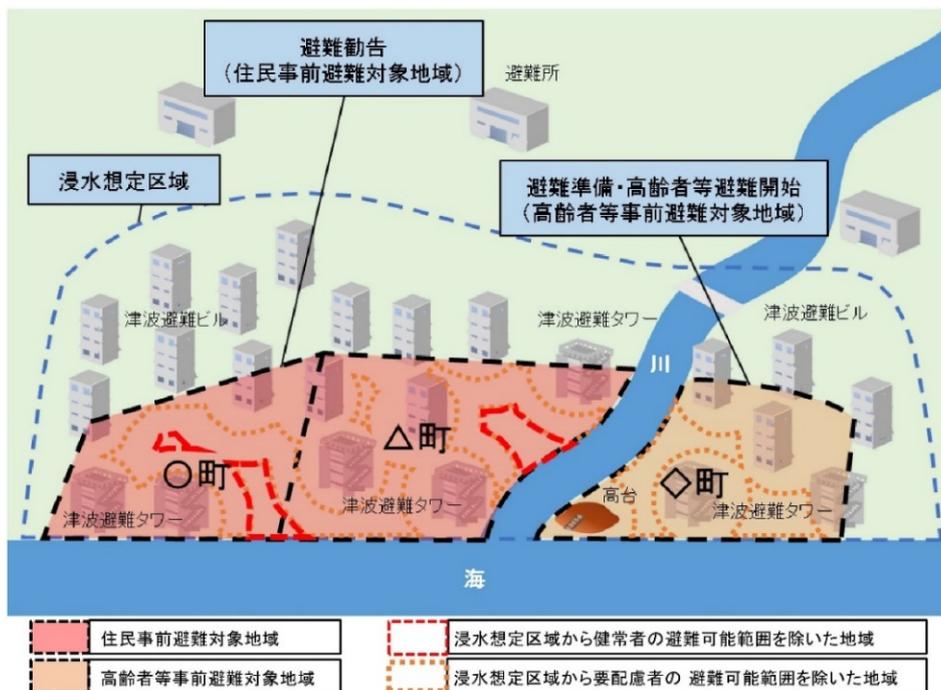
津波に対する避難は、避難者の移動速度等の特性に応じて健常者と要配慮者別に検討するため、住民全員が避難する住民事前避難対象地域と、要配慮者のみ避難を行う高齢者等事前避難対象地域をもって事前避難対象地域とする。

〔参 考〕 関西圏域で事前避難対象地域がある市町村

県名	市町村数	市町村名
和歌山県	14	由良町、日高町、美浜町、御坊市、印南町、みなべ町、田辺市、白浜町、すさみ町、串本町、古座川町、太地町、那智勝浦町、新宮市
徳島県	5	小松島市、牟岐町、美波町、海陽町、松茂町
三重県	18 [※]	津市、四日市市、伊勢市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、尾鷲市、鳥羽市、熊野市、志摩市、木曽岬町、川越町、明和町、大紀町、南伊勢町、紀北町、御浜町、紀宝町

※ いずれも事前避難対象地域の設定について検討中の市町村

〔参 考〕 事前避難対象地域の概念図



※避難勧告は自治体が定める町丁目等の単位を基に発令

(出典：内閣府「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン（平成 31 年 3 月）」)

② 事前避難のイメージ

想定浸水区域内の住民等は、先発地震に伴う大津波警報等の発表に基づき、緊急避難場所へ避難する。

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、緊急避難場所へ避難した人のうち、事前避難対象地域内の住民等は、大津波警報等が津波注意報に切り替わった後、避難所へ移動する。

③ 住民の事前避難に対する支援

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、事前避難対象地域を含む構成団体・連携県は、南海トラフ地震防災対策推進計画に基づき、住民への避難の呼びかけ、避難所の開設を行う市町村への支援など、住民の事前避難に必要な措置を講じる。

広域連合は、住民の事前避難の対応に当たる構成団体・連携県が、災害対応を行いながら事前避難の対応に当たる場合（パターン③）があることに留意して、これら構成団体・連携県からの要請に基づき、支援を行う。

(4) 府県民への備えの再確認の周知

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒又は巨大地震注意）が発表された場合、南海トラフ地震防災対策推進地域の構成団体・連携県は、南海トラフ地震防災対策推進計画に基づき、避難場所・避難経路や、家族との安否確認手段、家具の固定、非常用持出品等の確認などの日頃からの地震への備えの再確認をするよう周知する。

広域連合は、日頃からの地震への備えの再確認について注意喚起を行うため、推進地域の府県民に対してメッセージ等を発出する。

巨大地震警戒対応は先発地震発生後1週間、また巨大地震注意対応はその後の1週間とされているが、後発地震の発生頻度の高まりはこれらの期間に留まるものではないため、継続的な後発地震への備えの呼びかけを行う。

(5) 他圏域への応援

① 先発地震発生時の状況

他圏域で先発地震が発生した場合、関西圏域では南部3県を中心に後発地震への備えの対応を行うとともに、関西圏域でも相当の被害が生じた場合（パターン③）は、「Ⅱ 南海トラフ地震発生時の対応」に示す圏域内での応援を行う。

また、関西圏域にほとんど被害がない場合（パターン④）であって、先発地震が発生した他圏域における被害が甚大で、当該他圏域内での応援のみでは不十分と見込まれるときには、広域連合による応援を検討する。

② 応援の実施

広域連合は、緊急派遣チーム（先遣隊）の派遣等により情報収集を行い、必要に応じてカウンターパート方式による応援を行うことに努める。

なお、事前避難対象地域がある構成団体・連携県については、住民の事前避難等の対応が必要であることから、自府県における対応を第一とする。

〔参 考〕臨時情報発表時の構成団体の基本的な体制

府縣市名	臨時情報に応じた基本的な体制	
	巨大地震警戒	巨大地震注意
滋賀県	災害警戒本部	
京都府	災害警戒本部	
大阪府	災害警戒本部	防災・危機管理指令部
兵庫県	災害警戒本部	地震災害対策連絡会議
奈良県	災害対策本部	
和歌山県	災害対策本部	
徳島県	災害警戒本部（判断により災害対策本部）	
福井県	—	
三重県	災害対策本部	
鳥取県	—	
京都市	災害対策本部	災害警戒本部
大阪市	災害対策警戒本部	
堺市	危機管理センター	
神戸市	災害警戒本部	
広域連合	災害対策本部 (災害対策本部が設置されない場合は対策準備室)	

3 全体イメージ

南海トラフ地震臨時情報が発表された際の具体的な対応のイメージは以下のとおり。
 なお、臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合は、フェーズ②を省略する。

フェーズ	臨時情報	時間	対応			
			構成団体・連携県	応援団体	広域連合	国
① 南海トラフの想定震源域又はその周辺で発災・異常な現象を観測						
①	調査中	30分後 (最短)	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">警戒体制の構築</div> <ul style="list-style-type: none"> ○情報収集体制の構築 ○関係機関との連携体制の確認 		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">警戒体制の構築</div> <ul style="list-style-type: none"> ○災害対策本部の設置 (災害対策本部が設置されない場合は対策準備室を設置) ○関係機関との連携体制の確認 	緊急災害対策本部の設置
②	警戒対応	2時間後 (最短)	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">警戒対応</div> <ul style="list-style-type: none"> ○災害対策本部/災害警戒本部の設置 ○府県民への情報発信 (臨時情報に関すること、交通情報、ライフライン情報、生活関連情報等) ○問い合わせ対応・相談窓口の設置 ○府県民への備えの再確認の周知 ○構成団体管理施設・運営道路・河川等対策 (避難経路・誘導の確認、発災に備えた措置) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">事前避難対応</div> <ul style="list-style-type: none"> ○事前避難対象地域の住民/事前避難が望ましい者への避難の呼びかけ ○事前避難対象地域の市町村への支援 ○市町村内・県内広域避難等の検討 ○滞留旅客等への避難誘導、帰宅支援 <p>[事前避難対象地域の市町村]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○避難所の開設・運営 ○滞留旅客等への避難誘導、帰宅支援 <p>[警察]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○犯罪・混乱の防止 <p>[消防]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○避難誘導、避難路の確保 	住民の事前避難を行った構成団体・連携県への支援	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">警戒対応、応援・受援体制の構築</div> <ul style="list-style-type: none"> ○構成団体・連携県間の情報共有 ○後発地震に備えた応援・受援体制の検討 ○事前避難対応にあたる構成団体・連携県への支援 ○府県民への備えの再確認の周知 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">関西圏域外への応援を検討</div> <ul style="list-style-type: none"> ○緊急派遣チームの派遣等 ○カウンターパート方式による応援の検討 	後発地震に対する警戒措置の指示
③	注意対応	1週間後	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">注意対応</div> <ul style="list-style-type: none"> ○災害対策本部/災害警戒本部/警戒体制等の設置(維持・改組) ○府県民への情報発信 (臨時情報に関すること、交通情報、ライフライン情報、生活関連情報等) ○府県民への備えの再確認の周知 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">事前避難対応</div> <p>[事前避難対象地域の市町村]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○自主避難者への対応 	関西圏域外への応援 (事前避難対象地域を有する構成団体・連携県は除く。)	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">注意対応</div> <ul style="list-style-type: none"> ○府県民への備えの再確認の周知 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">関西圏域外への応援</div>	警戒措置の解除及び引き続き措置をとるべき旨を呼びかけ